

様式第 4（第 2 条第 1 項関係）（平25総省令 9・全改、令元総省令19・一部改正）

第 1 表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別優先電話契約数			
年 3 月 31 日現在			
サービスの種類 優先電話		事業者名	
都道府県	サ ー ビ ス の 種 別		
合 計			

- 注 1 優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第 1 号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、I P 電話、携帯電話又は P H S をいう。以下同じ。）について、サービスの種別ごとに記載すること。
- 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 3 記載する都道府県及びサービスの種別の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告				
都道府県別機関別優先電話契約数				
				年 3月31日現在
<u>サービスの種類</u>		<u>優先電話</u>		
		<u>事業者名</u>		
都道府県	機 関			合 計
合 計				

- 注1 優先電話について、電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関ごとに記載すること。
- 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 3 記載する都道府県及び機関の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。